

ちょうどいい、みつけた。

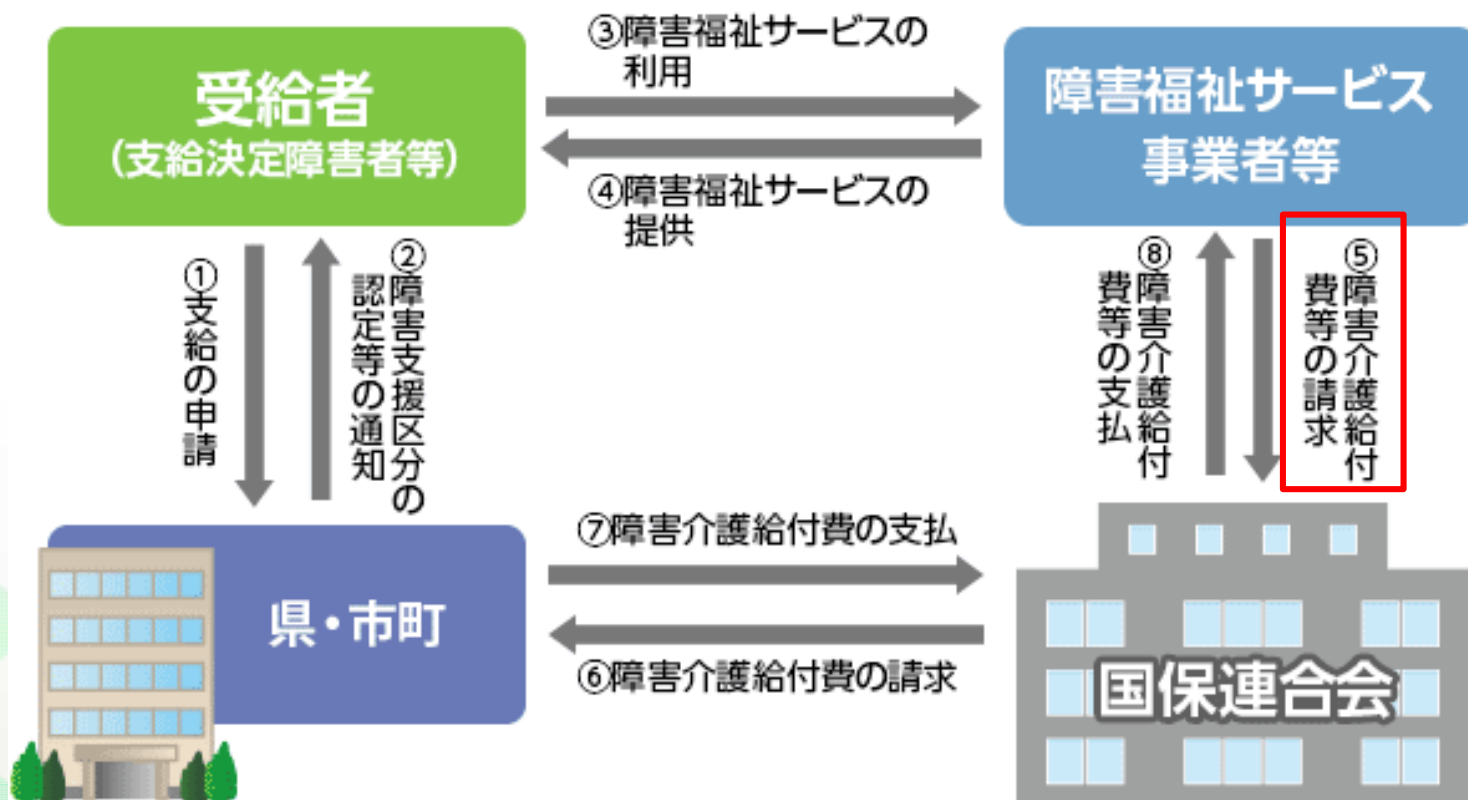


はつかいちし

自立支援給付費等の審査請求研修会

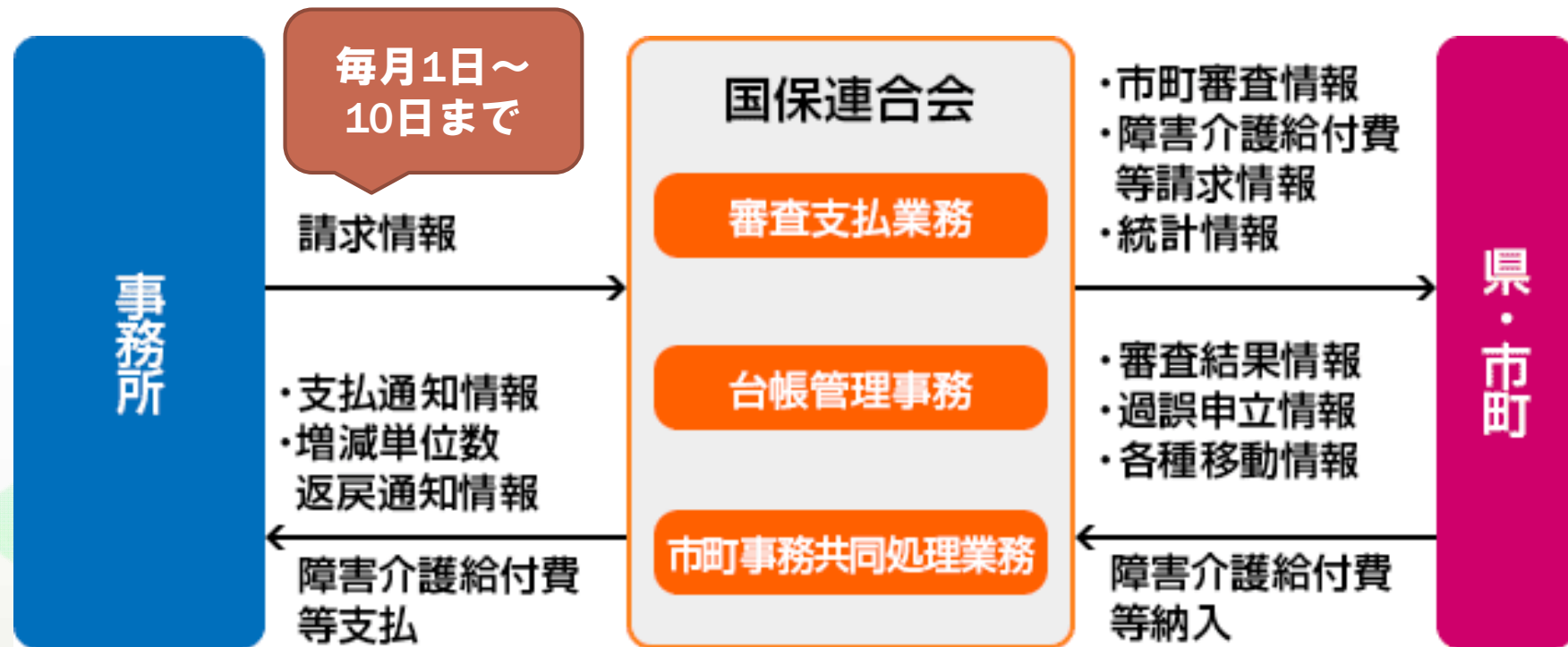
令和6年12月19日
廿日市市障害福祉課

障害福祉サービスの流れ



出典：広島県国民健康保険団体連合会ホームページ

請求の流れ①



請求の流れ②

毎月11日～17日くらい
に国保連で行う審査

一次審査

請求後、誤りが発覚した場合
この期間内だと国保連に
連絡すれば修正可能

毎月21日～27日くらい
に国保連の審査結果を
基に市町で行う審査

二次審査

国保連では審査できな
かったエラーについて
市町で確認します

加算の届出①

加算の新規取得や区分変更がある場合、事前に届出の提出が必要です。

【届出期限】

前月15日までに指定権者に届出を提出

→翌月1日から適用

15日以降に届出を提出

→翌々月1日から適用

加算の届出②

介護給付費等の算定に係る体制等の届出に関する添付書類一覧表

[illegible]

過誤請求について①

確定済みの請求に誤りがあった場合、過誤申立書を支給決定市町に提出することにより、請求を取り下げること。

廿日市市：前月末までに過誤申立書を提出

過誤申立書様式は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/34890.html>

過誤請求について②

【通常過誤】

過誤申立書の提出と再請求を別々の受付月
にすること。

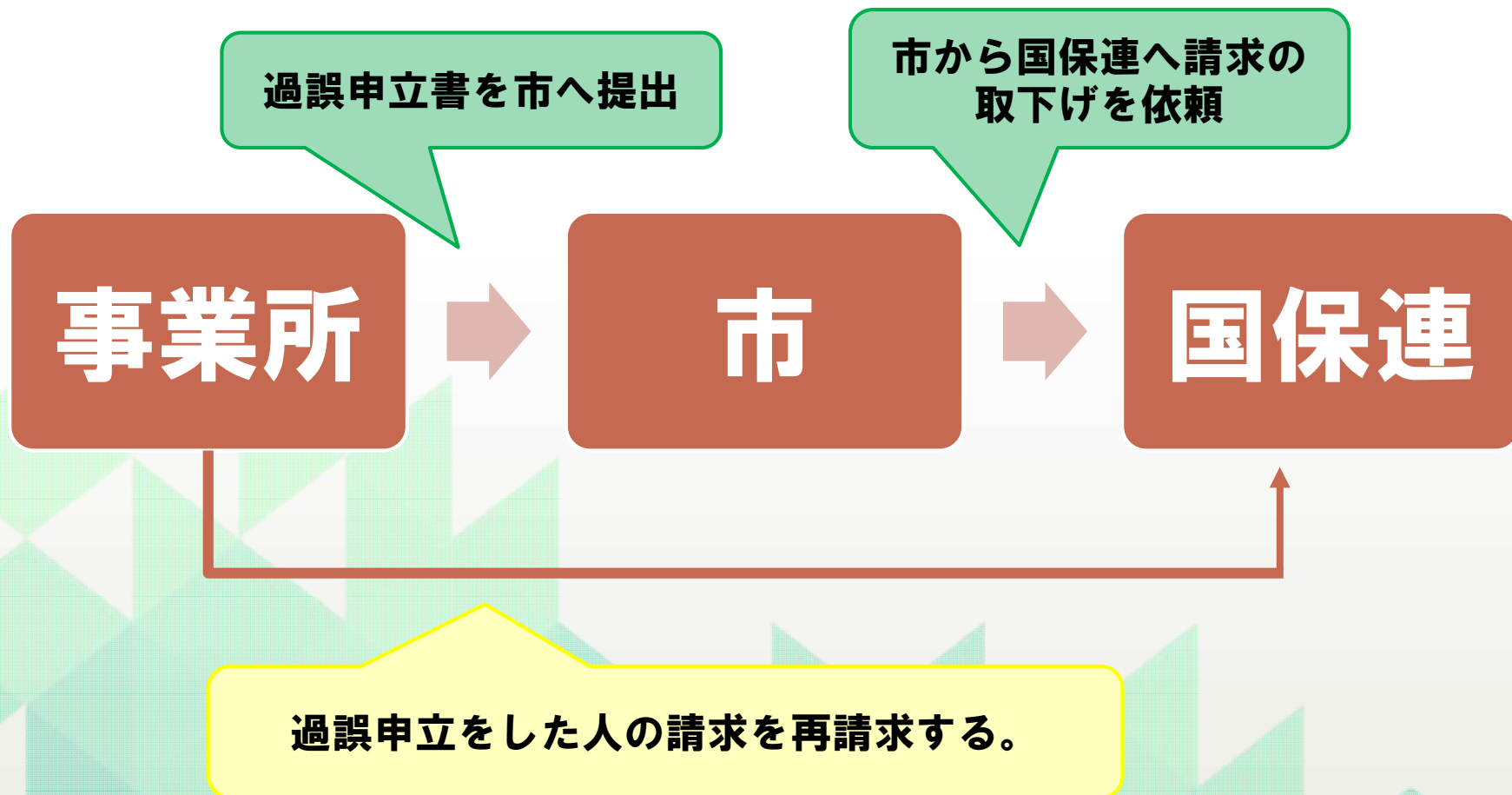
（例）9月30日までに過誤申立書を提出し、
11月請求時に再請求をする。

【同月過誤】

前月末までに過誤申立書を提出し、翌月10
日までに再度正しい請求をすること。

（例）9月30日までに過誤申立書を提出し、
10月請求時に再請求をする。

過誤請求について③



上限額管理について①

複数の事業所を利用する場合、それぞれの事業所が1割ずつサービス費を徴収してしまうと利用者負担額が超過してしまうため、1つの事業所が負担額の管理を行い、利用者負担額内に調整すること。

- ・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書様式は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/12132.html>

上限額管理について②

	障害福祉サービス	障害児通所支援	地域生活支援事業
障害福祉サービス	○	×	○
障害児通所支援サービス	×	○	×
地域生活支援事業	○	×	○

障害福祉サービスと地域生活支援事業の上限額管理は可能ですが、障害児通所支援との上限額管理はできません。

上限額管理について③

上限額管理を新規で行うまたは上限額管理の事業所を変更する際は、届出書と受給者証を持参の上、障害福祉課（あいプラザ3階）で手続きをお願いします。

郵送での手続きも可能です。

上限額管理について④

【上限額管理優先順位（障害福祉サービス）】

1. 居住系サービス（共同生活援助体験利用者を除く）
2. 計画相談支援事業所（モニタリングが毎月必要な人の場合）
3. 日中活動系サービス
4. 訪問系サービス
5. 短期入所事業所
6. 共同生活援助（体験利用の場合）

上限額管理について⑤

【上限額管理優先順位（障害児通所支援）】

- 1.計画相談支援事業所（モニタリングが毎月必要な人の場合）
- 2.児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所

上限額管理について⑥

世帯管理とは

**きょうだいでサービスを利用しているため
同じ世帯内で上限額管理が発生すること。**

**ただし、きょうだい間での上限額管理は上
限額管理加算対象外。**

上限額管理について⑦

(利用者負担額上限4,600円の場合)

パターン①

きょうだいでA事業所しか利用していないかつ、きょうだいでサービス費1割分をそれぞれ請求しても負担額上限を超えない

(負担額 兄：2,500円(1割)、弟1,000円(1割))

→上限額管理不要(届出×、加算×)

パターン②

きょうだいでA事業所しか利用していない

(負担額 兄：4,600円、弟：0円)

→上限額管理不要(届出×、加算×)

パターン③

きょうだいでA事業所しか利用していないが負担額を調整した

(負担額 兄：3,000円(1割)、弟：1,600円)

→上限額管理必要(届出○、加算×)

パターン④

兄がA事業所、弟がB事業所を利用

→上限額管理必要(届出○、加算○)

その他報酬請求に係る書類

【障害児通所支援】

- ・利用者負担上限額管理結果票（複数児童）

【障害福祉サービス】

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票（届出は広島県へ提出）

【地域活動支援事業】

- ・サービス提供実績記録票

請求審査について

◆正常

請求が問題なく通りました。

◆警告

要確認のエラーが発生しています。

◆警告（重度）

要確認のエラーが発生しています。

警告・警告（重度）の場合、原則、請求は通りますが、場合によっては返戻対象となる場合があります。その際は審査期間中に市から確認の連絡があります。

◆返戻

請求を通すことができないエラーが発生しています。

実際に請求明細書や返戻一覧表などを見ながらエラーを確認してみましょう



よくある請求間違い 返戻編



よくある請求間違い【返戻】

ED01

該当の請求情報は既に支払い確定済です。

→既に請求が通っているものを再度請求している可能性があります。

【チェックポイント】

- ・過誤申立書は提出していますか？

よくある請求間違い【返戻】

EC01

該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

→同月に同じ請求を2回している可能性があります。

【チェックポイント】

- ・同じ人の請求が2つありませんか？

よくある請求間違い【返戻】

PP19

実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません

→請求明細書が返戻になり、実績記録票のみ通っている状態です。

【チェックポイント】

- ・PP19以外にエラーが出ているはずですよ。他のエラー内容を確認してください。

よくある請求間違い【返戻】

EG17

上限額管理対象外の受給者です

→ 上限額管理の登録がないのに請求時に上限管理事業所が登録されています。

他にEG29、EN02のエラーが出ている可能性がありますが、原因は全て上限管理対象外が原因です。

【チェックポイント】

- ・ 上限管理事業所は届出を提出していますか？
- ・ 上限管理が不要な方ではありませんか？

よくある請求間違い【返戻】

EG02・EG13など

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者証の認定情報が登録されていません

→サービス提供月に該当サービスの決定が下りていません。

【チェックポイント】

- ・18歳到達で受給者証番号が変わっていませんか？
- ・廿日市市が支給決定している方ですか？
- ・決定コードを間違えていませんか？

よくある請求間違い【返戻】

PP08

上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります

→上限額管理結果票のみ返戻になっています。

【チェックポイント】

- ・ 上限額管理結果票に対象者が利用している事業所が全て記載されていますか？

よくある請求間違い【返戻】

EG41

R6報酬改定

受給者台帳の食事提供体制加算情報の「食事提供加算対象者有無」が「無し」のため、食事提供体制加算は算定できません

→食事提供体制加算対象者ではありません。

【チェックポイント】

- ・受給者証に食事提供加算対象と記載がありますか？
- ・事業所として食事提供体制加算を算定できる体制はありますか？

よくある請求間違い 重度編



よくある請求間違い【重度】

PP90など

共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本
請求の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計
を超えています。

→サービスの利用日数が実績記録票と明細書で違
います。

【チェックポイント】

- ・利用していない日を請求していませんか？
- ・外泊や入院の場合は実績記録票の回数と違う場
合があるので、エラーは無視してください。

よくある請求間違い【重度】

PC31

事業所台帳の「共同生活援助夜間支援体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています。

→システムに登録されている夜間支援利用者数と請求されている利用者数の単位が違います。

【チェックポイント】

- ・変更届を提出し忘れていませんか？
- ・1つの住居に複数の夜間支援従事者がいる場合、エラーは無視してください。

よくある請求間違い【重度】

PA60等

初期加算（初回加算）を算定する場合、サービス開始年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です

→初期加算（初回加算）の算定要件を満たしていません。

【チェックポイント】

- ・請求明細書のサービス利用開始月が間違っていないですか？
- ・過去3か月間（初回加算は過去2か月間）利用がない場合は算定可能です。

よくある請求間違い【重度】

PQ07等

他の●●サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

→同日、同一時間帯に複数の障害福祉サービスの利用があります。

【チェックポイント】

- ・利用日・時間は正しく入力されていますか？
- ・（短期入所）他サービス併給（半日分の単位）で請求していますか？
- ・（放課後等デイサービス）同日に2つ以上の放課後等デイサービスは使えません。

R6報酬改定

[illegible]

よくある請求間違い【重度】

PP80等

**上限管理事業所において請求明細書に該当する
上限管理結果票が届いていません**

→上限管理結果票が国保連に送られていません。

【チェックポイント】

- ・世帯管理が必要な利用者であれば上限管理結果票を国保連へ送ることができません。エラーは無視してください。

よくある請求間違い【重度】

11月受付
から返戻

EQ80

R6報酬改定

遠隔地訪問加算（初回加算）は初回加算の回数を超えて算定できません

→遠隔地訪問加算は単体では算定できません。
初回加算などと一緒に請求してください。

【チェックポイント】

- ・請求コードを間違えていませんか？
- ・遠隔地訪問加算の算定対象者ですか？

よくある請求間違い 警告編



よくある請求間違い【警告】

EG28等

請求明細書の「契約支給量」が受給者証の「決定支給量」を超えています。

→契約支給量が決定支給量を超えています。

【チェックポイント】

- ・契約支給量が変更前のままになっていませんか？実際に請求している提供量が決定支給量を超えていない場合は問題ありません。

よくある請求間違い【警告】

PB35

受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。

→**基本報酬や加算の単位が障害支援区分と違います。**

【チェックポイント】

- ・**受給者証に記載されている障害支援区分が変更になっていませんか？**

よくある請求間違い【警告】

PP83

関係事業所で請求明細書の「上限管理事業所・管理結果票」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません。

→管理結果番号が請求明細書と上限額管理結果票と相違があります。

【チェックポイント】

・管理結果番号をよく確認しましょう。

利用者負担上限額管理結果	3
--------------	---

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

よくある請求間違い【警告】

EG61

該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。

→契約開始日、契約終了日が支給決定有効期間内ではありません。

【チェックポイント】

- ・受給者証が更新になり、支給決定期間が変わっていませんか？

令和6年度報酬改定

- ◆処遇改善加算の一本化（R6.6～）
- ◆食事提供体制加算の見直し
- ◆サービス提供時間に応じた基本報酬（生活介護）
- ◆個別サポート加算の見直し
- ◆人員配置体制加算の新設（共同生活援助）
- ◆複数児童の上限額管理について
※令和7年5月請求時から

参考資料

- ◆報酬算定構造・サービスコード表等
- ◆令和6年度報酬改定について（厚生労働省）
- ◆令和6年度報酬改定について（こども家庭庁）
- ◆電子請求について（広島県国民健康保険団体連合会）

最後に

◆障害福祉課 給付管理係

電話：0829-30-9186

FAX：0829-20-1611

メール：shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp

問い合わせの際の留意事項

- ・廿日市市が支給決定している方ですか？
- ・受給者証番号が分かるとgood！

**質問等ありましたら、質問票から
お問い合わせください。**



ありがとうございました。

